

データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援業務 委託事業者募集要項

1 委託業務の概要

(1) 業務名称

データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援業務

(2) 委託内容

「データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 受託候補者の選定方法

公募型企画提案方式による。

2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者（法人）又は複数の事業者（法人）で構成される共同事業体であること。

なお、契約締結日までの間に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 京都市交通局（以下「発注者」という。）の競争入札参加有資格者（有資格者でない場合であっても、京都市交通局競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該企画提案方式においては競争入札参加有資格者とみなす。）であること及び公告期日時点において入札参加停止期間中でないこと。ただし、京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書に該当する場合で、京都市交通局随意契約取扱要領第3条に定める企画提案運用会議が認める場合を除く。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- (3) 競争入札参加停止措置期間中の者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- (4) 参加しようとする者が共同事業体である場合は、次のアからエまでに掲げる項目を全て満たすこと。
 - ア 共同事業体の構成員は、3者以下とし、業務委託において当該共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - イ 共同事業体の構成員は、単独又は他の共同事業体の構成員として本公募に参加していないこと。
 - ウ 共同事業体の構成員は、上記（1）から（3）までに掲げる事項を全て満たしていること。
 - エ 共同事業体の構成員のいずれか1者を代表事業者として当該共同事業体の取りまとめを行うこと。
 - オ 共同事業体の構成員の1者以上が要件を満たさなくなった場合は、当該共同事業体が失格したものとする。

3 募集・選定等スケジュール（予定）

令和8年3月25日（水） 公募開始

質問受付開始（質問受付期間：4月1日（水）まで）

4月9日（木） 企画提案書等提出期限

4月14日（火） 事業者選定会議（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

4月中旬 受託候補者の決定、公募参加事業者への通知

4月下旬 契約締結

※公募時点での予定であり、応募の状況等によっては変更になる場合がある。

4 応募手続

（1）提出方法等

提出方法	持参又は郵送 ※提出書類の入った封筒に「データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援業務企画提案書 在中」と記載すること。
受付期間	令和8年3月25日（水）～4月9日（木） ※持参の場合の受付時間は期間中の土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時 ※郵送の場合は期間中必着、書留に限る。
問合せ先及び提出先	京都市交通局自動車部運輸課（担当：雲林院、川越） 〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京4階 電話：075-863-5132 メール：kotsu-j-unyu@city.kyoto.lg.jp

（2）提出書類

参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。また、共同事業体の各構成員に作成、提出を求めているものは、代表事業者が代表して作成し、提出すること。

文書番号	提出書類	提出部数	備考
1	企画提案参加申請書	1部	・ 様式1 を使用すること。 ・ 共同事業体の場合、構成員ごとに作成し、代表事業者が取りまとめて提出すること。
1-①	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本） （様式1添付資料）	1部	・ 共同事業体の場合、構成員ごとに作成し、代表事業者が取りまとめて提出すること。 ・ 発注者の競争入札参加有資格者（競争入札参加有資格者である共同事業体の構成員を含む。以下同じ）は不要

1-②	納税証明書（(国税) 所得税又は法人税、消費税) (様式1添付資料)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同事業体の場合、構成員ごとに作成し、代表事業者が取りまとめて提出すること。 ・ 発注者の競争入札参加有資格者は不要
1-③	納税証明書（(京都市市税) 市民税、固定資産税) (様式1添付資料)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同事業体の場合、構成員ごとに作成し、代表事業者が取りまとめて提出すること。 ・ 発注者の競争入札参加有資格者又は標記市税の納税義務者でない者は不要。
1-④	(京都市) 水道料金・下水道使用料納付証明書 (様式1添付資料)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同事業体の場合、構成員ごとに作成し、代表事業者が取りまとめて提出すること。 ・ 発注者の競争入札参加有資格者又は京都市に水道の利用者名義を有しない者は不要
1-⑤	その他必要な書類 (様式1添付資料)	1部	提出すべき書類がある場合
2	企画提案書 (様式自由)	正本1部 副本15部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本要項の「4 (3) 企画提案書の構成 (提案を求める内容)」及び 別紙 評価項目を踏まえて作成すること。
3	見積書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援業務に関する企画提案書等作成要領」を踏まえて作成すること。
4	誓約書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式2を使用すること。 ・ 共同事業体の場合、構成員ごとに作成し、代表事業者が取りまとめて提出すること。 ・ 発注者の競争入札参加有資格者は不要
5	共同事業体結成届出書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式3を使用すること。 ・ 共同事業体を結成しない場合は不要 ・ 共同事業体を受託候補者となった場合には、別途、協定書等の結成に係る書類の提出を求める。
6	電子データ	1式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号1 (1-①～1-⑤除く)～5をPDF形式で記録した媒体 (以下「記録媒体」という。) (CD又はDVDで追記不可能なもの) を提出すること。 ・ 記録データには最新のパターンファイルを用いたウイルス対策ソフトウェアによるチェックを行い、コンピュータウイルス等の感染がないことを確認すること。 ・ 記録媒体のレーベル面に「データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援業務」と記載し、事業者名 (共同事業体は代表事業者名) 及びチェックに用いたウイルス対策ソフトウェア名、ソフトウェア及びパ

			ターンファイルのバージョンを記載すること。
7	返信用封筒（長形3号又は角形2号）	1枚	返信先を明記のうえ、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼り付けること。

(3) 企画提案書の構成（提案を求める内容）

企画提案書は「データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援業務に関する企画提案書等作成要領」に従って作成すること。また、企画提案は1者（1共同事業体）1提案とする。

(4) 募集に関する質問及び回答方法

質問受付期間	令和8年3月25日（水）午前10時～4月1日（水）午後5時
質問送付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式4 質問書を添付した電子メールを4（1）記載のメールアドレス宛てに送信すること。 ・ 件名は[データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援業務：質問（事業者名（共同事業体は代表事業者名））]とすること。 ・ 送信後、電子メール以外の手段で発注者の受領を確認すること。 ・ 選定等に関する質問には回答しない。 ・ 質問内容に疑義が生じた場合、発注者から問い合わせることがある。
発注者からの回答方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問を受理した日から原則3営業日以内に質問者を伏せ、京都市交通局ウェブサイト（※）に掲載する。 ・ 質問趣旨を変えない範囲で質問文を変更し掲載することがある。 ・ 仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等への追補とみなす。 ・ 同じ趣旨の質問に対しては、まとめて回答することがある。

（※ <https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/>）

5 事業者の選定方法

発注者が設置する事業者選定会議において、提出された企画提案書（副本）を使用し、1者30分程度のプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施のうえ、以下の評価項目に基づき評価し、最も優れた提案があった者を受託候補者として選定する。

なお、参加者が1者のみであっても当該企画提案による事業者選定が成立することとし、選定を行う。また、プレゼンテーション等を辞退する者は、当該企画提案への参加を辞退したものとして扱う。

(1) プレゼンテーション等の実施日時及び場所（予定）

実施日時 令和8年4月14日（火）午後（時刻未定）

実施場所 京都市交通局 京都市右京区太秦下刑部町12

開始時刻、実施場所等の詳細については参加者に対し別途通知する。

(2) 評価項目

別紙 評価項目を参照すること。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、受託候補者を京都市交通局ウェブサイトに掲載するとともに、全ての参加者に書面で通知する。

なお、選定結果への異議申し立ては認めない。

(4) 失格事由

以下のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア 企画提案書その他提出書類の記載内容に虚偽がある場合
- イ 仕様書等に示した業務目的や要件に対し、提案内容が明らかに適合しない場合
- ウ 事前連絡なくプレゼンテーション等の開始時刻から15分以上遅参又は欠席した場合
- エ 受託候補者として選定後、契約締結までの間に「2 参加資格」を失った場合
- オ 選定会議の委員又は本公募の関係者に対して、本公募に係る不正な接触の事実が認められた場合

6 契約に関する条件

本業務委託契約の締結にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令、京都市交通局契約規程、本要項等及び受託候補者の企画提案内容に基づき、以下の条件を適用する。

なお、契約書（案）については、発注者の標準契約書（委託契約書）を基本に、発注者が別途提示する。

(1) 契約の締結及び変更

- ア 発注者は、選定会議による評価結果に基づき受託候補者を選定した後、当該候補者と本要項、仕様書等及び企画提案内容を基礎として、業務内容、履行条件、委託金額等の詳細について速やかに協議を行い、双方の合意の上、委託契約を締結するものであって、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- イ 上記の協議において、受託候補者と合意に至らなかった場合又は受託候補者が契約締結までに「2 参加資格」を満たさなくなった場合は、発注者は審査結果の評価順位が次点の者と協議を行うことがある。

この場合において、受託候補者は、本業務実施のために行った準備等に係る費用が既に発生していても、その費用を発注者に請求できない。
- ウ 契約期間中において、業務内容、委託金額、その他の契約条件を変更する必要がある場合は、原則として発注者と受注者双方の書面による合意をもって変更するものとする。

(2) 再委託

- ア 本業務の一括再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、京都市交通局契約規定第44条の規定に基づき、あらかじめ書面により発注者の承認を得ること。
- イ 再委託先は、本業務において受注者が負う義務と同等の義務を負うものとする。
- ウ 受注者は、再委託先の行為について再委託先と連携し、その責任を負うものとする。

7 留意事項

(1) 提出書類の作成及び提出等

- ア 提出書類の作成及び提出等の本公募への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された書類は返還請求の有無にかかわらず、返却しない。
- ウ 提出期限後の提出や提出済み書類の変更等は認めない。
- エ 選定の過程や結果の公表等が必要な場合、発注者は提出された提案書の内容等について公表できるものとする。
- オ 本手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- カ 提出書類以外に、選定に必要な書類の提出を求めることがある。

(2) 応募受付後の辞退

応募受付後に辞退する場合は様式5 辞退届を提出すること。

なお、辞退者が共同事業体の構成員の場合は、当該共同事業体の代表事業者が取りまとめて提出し、当該共同事業体が辞退したものとみなす。

(3) 選定後の辞退

選定後の辞退は原則認めない。

(4) 選定の解除

選定後、本業務の受託候補者に相応しくないと発注者が判断する事由が判明した場合、選定を解除することがある。

なお、この場合において、本業務実施のために行った準備等に係る費用が既に発生している場合、その費用を発注者に請求できない。

8 企画提案募集による受託候補者選定の効力

当該企画提案募集による受託候補者選定の効力は、令和11年3月31日まで有効とする。ただし、令和9年4月1日以降の効力については、受注者の業務実績を不良と判断した場合、又は発注者において次年度以降の予算が確保されなかった場合にはその効力は終了するものとする。なお、効力の有無にかかわらず、受注者が本業務に関連する他の公募に応募することは妨げない。

**「データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援業務」
評価項目**

- ・各評価項目について、「評価の観点」に着目し、総合的に判断する。
- ・100点中60点を最低評価点とし、最低評価点に満たない場合は受託候補者とししない。

評価項目	評価の観点	配点
業務全般（10）		
発注者の目的・課題の理解度	・発注者の業務目的や直面する課題を理解し、目的達成のために効果的で具体的かつ実現可能な提案になっているか。	5
実施スケジュール	・無理のないスケジュールとなっているか。	5
予定技術者等（15）		
予定技術者等の経験及び能力	・管理技術者が有する資格・能力及びその専門分野の内容 ・管理技術者の同種又は類似業務の実績の内容	5
	・基盤責任者が有する資格・能力及びその専門分野の内容 ・基盤責任者の同種又は類似業務の実績の内容	5
	・支援責任者が有する資格・能力及びその専門分野の内容 ・支援責任者の同種又は類似業務の実績の内容	5
企画提案（70）		
データ分析基盤整備	・組織体制や専門的知識を有する者の配置など、基盤整備を実施する上での体制が十分確保されているか。 ・過去の実績や能力から確実な基盤整備が期待できるか。	5
	・アクセス制御は仕様書の要件を満たすか。 ・適切な情報セキュリティ対策が講じられているか。	5
	・提案されたデータは持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた取組を見据えたものであるか。 ・データ取得・取込み作業やデータ管理は発注者による運用を前提としたものになっているか。 ・データ蓄積期間・保存容量等は仕様を満たすものであるか。 ・データの追加・変更、データ量の増加が考慮されているか。	5
	・ダッシュボードは持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた取組を見据えたものであるか。 ・直感的な操作で必要なデータへのアクセス、集計、可視化が容易に行えるものか。	10
	・支援内容（教育、研修、運用保守等）は適切であるか。	5
データ分析基盤を活用した持続可能な交通ネットワークの構築へ向けた支援	・組織体制や専門的知識を有する者の配置など、発注者の“自走化”を促すための支援を行う能力があるか。 ・過去の実績や能力から十分な支援が期待できるか。	5
	・発注者自らデータ分析基盤を活用することで、表面的な課題だけでなく、潜在的な課題にも対応できる具体的で効果的な支援方法が提案されているか。	10

	<ul style="list-style-type: none"> 解決策そのものを提示するのではなく、発注者が自ら課題に取り組み、データに基づく路線・ダイヤの企画立案を通じて解決できるよう促し、その取り組みを通じて発注者が知見・能力の習得を期待できるものとなっているか。 	15
提案の優位性・独自性等	<ul style="list-style-type: none"> 全体として提案者の実績、専門的知見、ノウハウ、他事例等を踏まえた創意工夫による優位性や独自性等が見られ、その創意工夫が本業務に有益なものとなっているか。 	10
見積金額（5）		
業務経費	<ul style="list-style-type: none"> 費用は過不足なく考慮され、適正な積算が行われているか。 委託上限金額と令和8年度分見積金額との差額 3箇年度分の見積金額の合計額（基盤利用・保守料含む） 	5
合計		100